

(参考資料) 整備基準を適用とする傾斜路の勾配について

1 整備対象とする傾斜路の勾配の検討

色分け等の安全設備が義務(整備基準)となる「傾斜路」の定義について、現在は勾配 1/50(2%)よりも急な勾配としているが、水勾配程度のわずかな傾斜であるため、実態にそぐわない基準となっている恐れがある。このため、以下の通り基準を再整理してはどうか。

- ・色分けなどの安全設備が義務となる傾斜の基準を、これまでの「1/50超」から「1/20超」に変更する。
- ・上記定義変更により、勾配 1/20以下の傾斜路において、色分け(明度の差をつける)などは「義務(整備基準)」からは外れるが、勾配1/50以上1/20以下の傾斜路において、引き続き理想的な基準である「望ましい整備」として推奨してはどうか。

2 他都市の状況(20政令市)

勾配	1/20	1/25、1/34	1/50	基準なし
都市数	9都市	3都市	3都市	5都市

※国基準では、整備基準を適用とする傾斜路の勾配について明確な定義はないものの、勾配 1/20より緩やかな傾斜についての規定はない。

3 傾斜路(屋外)の基準遵守状況

主な整備基準	遵守状況(令和7年)
傾斜前後の水平部分と傾斜部分の色分け	17件適合(50件中)
傾斜部分の始末端部や、曲がり角等に、150cm以上の水平部分	22件適合(50件中)
傾斜路側端に、壁又は車椅子の脱輪等防止のための立ち上がり	30件適合(50件中)